

貝田速報 & 解説

2025.3.20

目 録

個人所得税総合所得確定申告管理方法 P1-2

企業所得税確定申告 P3-4



DELIVER THE LATEST INFORMATION

最新の財税情報、政策
専門的な事例解説



貝田財務諮詢(上海)有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO.,LTD.

住所: 上海市徐匯区宜山路 425 号光启城 410 室

TEL: 86-21-6083-9925

メールアドレス: kaida_office@kaida.sh.cn

HP: <http://www.kaida.com.cn>



《个人所得税综合所得汇算清缴管理办法》

为深入贯彻落实党的二十届三中全会有关部署，推进个人所得税综合所得汇算工作常态化开展，国家税务总局于2月26日正式发布《个人所得税综合所得汇算清缴管理办法》（以下简称《办法》）。《办法》共六章三十七条，主要包括：总则、汇算清缴准备及有关事项填报、汇算清缴办理及服务、退（补）税、管理措施及法律责任、附则。

個人所得稅綜合所得計算の払込管理方法』

第20期中央委員会第3回全体会議の関連方針を深く貫徹、実行し、個人所得稅綜合所得確定申告の常態化展開を推進するため、国家稅務總局は2月26日に「個人所得稅綜合所得確定申告管理方法」（以下「方法」と略称する）を正式に公布しました。『方法』は六章三十七条であり、主に総則、確定申告の準備及び関連事項の記入、完納処理及び受理サービスの報告、税金還付（追納）、管理措置及び法律責任、附則を含みます。

《个人所得税综合所得汇算清缴管理办法》

共六章三十七条

第一章 总则

主要明确汇算清缴范围、汇算清缴概念、纳税年度、汇算清缴期限、汇算清缴情形等内容

第二章 汇算清缴准备及有关事项填报

主要明确纳税人汇算清缴前需开展的准备工作，可在汇算清缴时填报或补充的扣除、减免税及相关要求，以及异议申诉流程

「個人所得稅綜合所得確定申告管理方法」

全六章 37 条

第一章 総則

確定申告の範囲、確定申告の概念、納税年度、確定申告の完納期限、確定申告の状況などの内容を明確に定められました。

第二章 確定申告の準備及び関連事項の記入

主に納税者が確定申告の準備作業を明確にし、確定申告時に記入或いは追加控除、減免税及び関連要求、及び異議申し立ての流れ

第三章 汇算清缴办理及服务

主要明确汇算清缴办理方式、办理渠道、资料留存、更正申报、主管税务机关、延期申报等内容，以及税务机关为纳税人提供的申报表项目预填服务、预约办理服务、政策解读操作辅导服务等

第四章 退（补）税

主要明确汇算清缴退税条件、退税审核、账户要求、补税渠道等内容，对符合条件的纳税人，税务机关提供优先退税服务、简易申报退税服务

第五章 管理措施及法律责任

主要明确汇算清缴各方责任、个人所得税纳税记录标注、纳税信用管理、信息保密、责令限期改正、处理处罚等内容，强调纳税人依法享受税收法律救济权

第六章 附则

主要明确《办法》生效时间以及不适用《办法》的两类情形

第三章 確定申告の受理及びサービス内容

主に確定申告の受理方式、受理ルート、資料保管、修正申告、統轄税務機関、延期申告などの内容を明確にしました。または、税務機関が納税者に提供する申告表項目の予備記入サービス、予約受理サービス、政策解説、操作指導などのサービス内容も明記しました。

第四章 追納/還付

主に確定申告の還付条件、口座の要求、追納などを明確にしました。条件を満たす納税者に対して税務局が優先的に税金還付するサービス、簡易申告の税金還付サービスを提供します。

第五章 管理措置及び法律責任

主に各当事者の責任、個人所得稅納税記録の標注、納税信用管理、情報の秘密保持、期限付きの改善命令、処罰の処理などの内容を明確にし、納税者が法に基づいて稅收法律救済権を享受することを強調しました。

第六章 附則

主に『方法』の発効時期と『方法』の適用外の2種類を明確にしました。

企业所得税

汇算清缴



企业常见项目超过限额哪些可以结转扣除

企业所得税汇算清缴对企业来说都是一件重要的事。根据相关文件规定，有些常见项目支出，在本年度汇算清缴时如果超过扣除限额比例，也能在以后年度结转扣除。一起来了解一下吧！

企業の通常科目が損金算入の限度額を超えている場合、どうやって繰越控除しますか？

企業所得税確定申告は企業にとって重要なことです。関連規定によると、通常の項目支出の中には、今年に計上していたが、損金算入の計上限度額を超えた場合でも、以降の年度に繰り越して控除することができます。一緒に知っていきましょう！！

一、职工教育经费支出



自 2018 年 1 月 1 日起，企业发生的职工教育经费支出，不超过工资薪金总额 8% 的部分，准予在计算企业所得税应纳税所得额时扣除；超过部分，准予在以后纳税年度结转扣除。

2018 年 1 月 1 日から、会社で発生した従業員教育経費支出は、給与総額の 8% を超えない部分は、損金算入に計上できます。超過分は、以後の納税年度に繰越控除することができます。

二、广告费和业务宣传费支出



1. 企业发生的符合条件的广告费和业务宣传费支出，除国务院财政、税务主管部门另有规定外，不超过当年销售（营业）收入 15% 的部分，准予扣除；超过部分，准予在以后纳税年度结转扣除。

2. 对化妆品制造或销售、医药制造和饮料制造（不含酒类制造）企业发生的广告费和业务宣传费支出，不超过当年销售（营业）收入 30% 的部分，准予扣除；超过部分，准予在以后纳税年度结转扣除。

1. 会社が規定に応じて発生した広告費と業務宣伝費支出は、国务院財政、税務主管部門が別途規定以外、その年の販売（営業）収入の 15% を超えない部分は損金算入に計上します。超過分は以後の納税年度で繰越控除します。

2. 化粧品製造又は販売、医薬製造及び飲料製造（アルコール製造を含まない）企業で発生した広告費及び業務宣伝費支出に対して、その年の販売（営業）収入の 30% を超えない部分は、損金算入に計上できます。超過分は、以後の納税年度に繰越控除します。

“ 三、公益性捐赠支出



自 2017 年 1 月 1 日起，企业通过公益性社会组织或者县级（含县级）以上人民政府及其组成部门和直属机构，用于慈善活动、公益事业的捐赠支出，在年度利润总额 12% 以内的部分，准予在计算应纳税所得额时扣除；超过年度利润总额 12% 的部分，准予结转以后三年内在计算应纳税所得额时扣除。企业在对公益性捐赠支出计算扣除时，应先扣除以前年度结转的捐赠支出，再扣除当年发生的捐赠支出。

2017 年 1 月 1 日から、会社は公益性社会組織または県級（県級を含む）以上の人民政府とその構成部門と直属機構を通じて、慈善活動、公益事業への寄付支出は、年間利益総額 12% 以内の部分、損金算入に計上できます。年度利益総額の 12% を超えた部分は、繰越後 3 年以内に課税所得額を計算する際に控除できます。会社は公益性寄付支出に対して控除を計算する際、前年度繰越の寄付支出を控除してから、その年に発生した寄付支出を控除しなければなりません。

“ 四、专用设备的投资额税额抵免



企业购置用于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的投资额，可以按一定比例实行税额抵免。税额抵免，是指企业购置并实际使用《环境保护专用设备企业所得税优惠目录》、《节能节水专用设备企业所得税优惠目录》和《安全生产专用设备企业所得税优惠目录》规定的环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的，该专用设备的投资额的 10% 可以从企业当年的应纳税额中抵免；当年不足抵免的，可以在以后 5 个纳税年度结转抵免。

企業が環境保護、省エネ節水、安全生産などの専用設備を購入するための投資額は、一定の割合で税額控除を実行することができます。税額控除とは、企業が「環境保護専用設備企業所得税優遇目録」、「省エネ節水専用設備企業所得税優遇目録」、「安全生産専用設備企業所得税優遇目録」に規定された環境保護、省エネ節水、安全生産などの専用設備を購入し、実際に使用する場合、当該専用設備の投資額の 10% は企業のその年の課税額から控除することができます。その年度に控除不足の場合は、以後の 5 年間に繰越控除することができます。

“ 五、纳税年度发生的亏损



企业纳税年度发生的亏损，准予向以后年度结转，用以后年度的所得弥补，但结转年限最长不得超过五年。

企業の納税年度に発生した損失は、以後年度への繰越ができます。繰越年限は最長 5 年を超えてはなりません。